

令和2年度第2回御殿場市地域公共交通協議会議事概要

令和2年9月29日開催 14時30分～15時20分
御殿場市林業会館第一研修室
※委員17名出席（全18名）

1 開会（全体進行：御殿場市未来プロジェクト課長）

2 挨拶（井上企画部長が議会对応により未来プロジェクト課長が代理）

昨年は、全市的な公共交通利用促進運動により、70,000人増と利用者が大幅に増加したが、春頃からの新型コロナウイルスの影響により、路線バス及びタクシーを含む公共交通の利用者は激減しているのが現状。

今回、富士急行様より退出、減便の話があり、この協議会で例年より1,2回多く協議会を開催することになると思う。是非、委員の皆様からそれぞれの立場からの積極的なご意見を出し合っていただき、ご協議ができればと思っている。

3 委員紹介（自己紹介）

4 協議事項

本来会長が議長を務めることになるが、不在のため、副会長の市区長会代表の渡邊氏が進行を行った。

（以下、副会長により進行）

(1) 公共交通利用促進運動の実施について……資料2-1 2-2

（説明：事務局（御殿場市以下同じ））

（質疑応答）

特段質疑なし

(2) 乗合バス路線の状況について…資料3

（説明：事務局）

（補足説明：富士急行株式会社）

藤村委員（富士急行御殿場営業所長）：

路線バスの減便・廃止対象路線や便については、今後協議をし、定めていく。

（質疑等）

横山委員（市老人クラブ連合会長）：

残念ながら、減便をするということだが、毎年協議を進めても同じことになると思う。足を確保することが重要だが、御殿場市として根本的な解決策があるのか。

事務局：明日事業者様から静岡県へ減便退出する可能性があるということを出す。

来年の1月末までにそれぞれの地域でどうすれば路線を維持していけるか、

それは地域からの支援も必要かもしれない、また、市の補助金についても検討しなければならないと思うが、支援の在り方を確認しながら、路線によって、よく利用されている時間帯、あまり利用していない時間帯がある。その辺りを丁寧に見極めて地区毎に協議をし、なるべく多くの路線が残るように進めていきたい。

横山委員（市老人クラブ連合会長）：

当局として、ある1路線借り上げるといふか完全に委託をしてしまったらどうか。その財源は、御殿場市にはりっぱな法人が多くあるため、力を借りて地域の足、高齢者の足、障害を持つ方達の足、交通弱者をパイロット的の事業として必要なのではないか。富士急行様も反対はしないと思うので、是非前向きに参考意見として受け取ってもらいたい。こういうことをやっていかないと毎年同じことになる。富士急行様も足を出してやってもらっている。利用者としては、無くなってもらっては困るというのが切実な思い。

事務局：今いただいたご意見を踏まえて検討したい。過去には、ふじぎくらを經由する路線については4往復定額で、これは委託し確実に運行してもらいたいということを行っていた。路線を維持するためにあらゆる方法を考え、地域に協力を求めることを含めてしっかり検討していきたい。

渡邊議長（市区長会代表）：

今地域の交通に関しては、北久原で地域の足をとということで地域福祉（高齢者の移動支援）のボランティアが始まっている。区長会としても、地域のこういう活動を広めていきたいと考えている。

それでは、本件については、9月末に静岡県へ退出・減便表明を行い、静岡県からの詳しい情報の開示後、再度皆様に集まっていただき、協議したいと考えている。

当初の事業計画では、来年1月に第3回の協議会開催する予定だったが、このたび、乗合バス路線の退出意向の申出があったため、11月～12月頃になるかと思うが、第3回の協議会で各路線の方針案をご協議いただき、年明けには第4回の協議会を開催し、生活交通確保計画を決定することになるかと思う。今回は当市における公共交通の現状をご承知おきいただきまた、具体的な計画が決まった段階で再度ご協議いただくということによるしいか。

風岡委員（静岡運輸支局）：

横山様からお話があったとおりで、来年の4月が退出、減便ということで半年しか時間がない中で、大幅な減便を考えておられるということで影響がかなり大きいと思う。利用されている地域の方への説明をかなり丁寧にしなければ地域の方から反発・苦情が出る可能性が高いと思う。富士急行様も含め

てそれぞれの地区で丁寧な説明をしていただいて、協議会で図ってもらえればと思う。御殿場市様においても、確保が必要な足（学生や高齢者など）は皆様の意見も踏まえて上で方向性を示していただきたい。

5 報告事項

(1) 御殿場市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通応援事業について

…資料4-1 4-2

(説明：事務局)

事務局：コロナ渦に対する緊急の時限的な措置の事業。対象者に配布し、できるだけ地域の公共交通を活用していただきたいというもの。10月5日号の広報ごてんばにも掲載されるので、皆様ご承知おきいただきたい。

6 その他

風岡委員（静岡運輸支局）：

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が5月27日に成立し、6月3日に公布された。公共交通の係る部分の法律の改正になるため、概要を説明させていただく。

公布は6月3日だが、施行はまだされておらず、11月末頃に施行予定。概要だが、地方公共団体による「地域公共交通計画」（マスタープラン）の作成が努力義務化される。御殿場市は、平成28年4月に地域公共交通網形成計画（改正前の法律に基づく形）を作成されている。今回の法改正で改めて地域公共交通計画を作ってくださいということではない。（既に地域公共交通網形成計画があるため）ただし、計画に盛り込んでもらいたい内容が記載されている。利用者数や収支、定量的な目標を設定することや、施策の実施状況について毎年度評価を行うように努めることとなっている。今ある形成計画では、不足する部分が出てしまうかと思う。5年後に見直しとあり、令和2年度末が見直しのタイミングであることから、法律の改正に合わせて見直していただければと思う。法律に基づいてできるメニューが増えた。乗合が運行できなくなるのであれば、デマンドタクシーやコミュニティバスの検討、それも難しいのであれば、過疎地で自家用有償旅客運送ができるようになるというもの。詳細が出てきたら、紹介させていただく。

事務局：ちょうど御殿場市公共交通網形成計画も見直しの時期。ガイドライン等が示されるのが先ということで、どの程度今回の法律を盛り込めるかと思うが参考に見直す予定。

7 閉会